

ネットとうほく 2020 (検) 第 14 号-5
2022 年 (令和 4 年) 7 月 21 日

〒980-0011
仙台市青葉区上杉1-14-15
株式会社グラン・スポール 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



終了通知書

当団体から本年3月29日付でお送りしていた申入書兼要請書に対し、貴社から同年5月9日付回答書において、当団体から指摘のあった点を検討し会員規約を改定した旨の回答をいただきました。

当団体でも改定後の会員規約の内容を確認したところ、申入れの趣旨に添って会員規約を変更いただいたことが確認できましたので、本事案に関するやり取りは本書面をもちまして終了とさせていただきます。

当団体の照会および申入れについて、長期にわたり真摯にご対応いただき、また、会員規約を修正いただきましたことについては、厚く御礼申し上げます。

もっとも、申入れ事項5のホームページ上の会員募集広告については、回答書では当団体の指摘を踏まえた運用としている旨の回答がありましたが、当団体において、貴社のホームページ上の会員募集広告を確認したところ、引き続き期間を限定して入会金等の割引を行う内容になっており、あたかも期間限定で割引を行っているとの誤解を招く広告になっております。

このような募集広告は、本年3月29日付申入書兼要請書でも指摘したとおり、本来の金額より期間限定で販売価格を下げている旨の表示であり、このような内容で募集期間を更新し続けることは消費者の誤認を招く二重価格表示にあたる可能性が高く、景品表示法上5条2号の有利誤認表示に該当しかねない表示となっています。

したがって、当該会員募集広告については、消費者に対し、期間限定で通常価格から割引を行っている旨誤解されないような内容に変更するなどし、景品表示法に違反しない内容に修正すべきであることを再度指摘させていただきます。

当団体としましては、これからも必要に応じて、引き続き情報提供や申入れ活動、差止請求を行っていく所存ですので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

なお、これまでにやり取りさせていただいた文書につきましては、送付済みの「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に従って公表させていただきますことを申し添えます。

以 上